

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例（案）の提案について

2016年12月1日

日本共産党東京都議会議員団

1. 提案理由

都議会議員の期末手当は「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に規定があります。しかし、その支給割合については、「職員の給与に関する条例」の支給割合を引用しているため、「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を改定しなくても、職員の期末手当の支給割合が上がると議員の期末手当の支給割合も上がることとなります。

したがって、議員の期末手当の支給割合を現行通りで据え置くために、条例案を提出します。

昨年の第4回定例会、今年の第1回定例会でも同様の条例提案をしていますので、期末手当据え置き提案は3回目です。

格差と貧困が広がり、労働者の賃金は3年間のうちに、年額で17.5万円も減り、家計消費は実質13ヶ月連続で対前年比マイナスとなっています。そのような中で、議員の期末手当が上がることになってしまいます。

よって、議員の期末手当を据え置くことを提案するものです。

2. 条例案の内容

- 議員の期末手当の支給割合を現行の100分の92.5に据え置くものです。

3. 影響額

- 全体で327万7925円です。

以上

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

平成二十八年十二月に支給する期末手当に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合」とあるのは、「百分の九十二・五」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十八年十二月一日から適用する。

#### （提案理由）

都民のくらしの困難が増大している下で、都議会議員の期末手当を据え置く必要がある。